## 伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業 個別対話結果

		室序死以案事未 ┃ <sub></sub>	四カシス		<u>不</u> 該当箇所		55 BB	
No.	資料名	議題	頁		Į Į	頁	質問	回答
1	実施方針	ローリング計画案 について	資料2				実施方針 資料2 建設フロー図 PHASE#1 では、既存地下オイルタンクの解体の記載がありますが、本事業で仮設オイルタンクの設置の必要はあるでしょうか。	既存のオイルタンクは、本館棟廊下付近に5,0000の地下タンクがある他、本館棟の裏に6900のサービスタンクがあります。新たな地下タンク設置までの間、事業者の責で既存のタンクの流用は認めます。また、上限価格内であれば、仮設オイルタンクの設置や既存タンクの移設は可能ですが、その場合は、消防法等関係法令を遵守してください。 既存のオイルタンクは、昭和58年設置後、令和5年5月18日で40年が経過数するため、それ以降の利用には、高精度液面計の設置又は内面ライニングを行う必要があります。今和5年5月18日以降も既存タンクを利用する場合は、上記費用も見込んでください。また、地上に仮設オイルタンクを設ける場合には、建物から1mの離隔距離を確保してください。
2	募集要項	上限価格について	3	第2	2			提案における総事業費の上限価格は12億円としてください。その上で、斎場建設において活用可能な補助金があれば、積極的な提案をお願いします。
3	募集要項	設計費、工事監理 費の予算	3	第2	2		上限価格のうち、設計費、工事監理費については、国 土交通省告示に基づいた積算でしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	プレゼンテーショ ン・ヒアリングの実 施について	13	第4	3 (11)		左記プレゼンテーション・ヒアリングの際の出席人数の制限等の予定はありますか?	会場規模及びコロナ対策により、総収容人員は50名を 想定しています。そのうち、選定委員8名、事務局10 名、一般傍聴者20名と想定し、事業者の出席人数は 10名までとします。 また、事業者の参加者は、構成員及び協力企業としま すが、構成員及び協力企業の全社が参加できないこと は差し支えありません。
5		プレゼンテーショ ン・ヒアリングの実 施について	13	第4	3 (11)		提出した提案書等又は提案書等の抜粋版とあるが、提案の内容が変わらなければ、その趣旨がわかりやすくするためのの記号等(矢印等)の追記やアニメーション等の追加を行っても構いませんか。	

No.	資料名	議題			該当籄				質問	回答
140.	A11.0	D1X K25	頁	章		Į	頁	1	共同	<u>ш</u> н
6	要求水準書	地下水・谷水等の 利用について	4	第2	1	(2)	2		地下水・谷水について、年間活用をすることは可能ですか?	現敷地内において、地下水はあると思われますが、施設で利用はありません。 また、井戸は存在しておらず、谷水についても活用できる水量ではありません。
7	要求水準書	工事中の車両の 乗り入れ	9	第3	2	(1)	1)		工事期間において、火葬場を利用する車両は、どこま での乗り入れを想定していますか。	現在のロータリー付近までを乗り入れ可能範囲としますが、仮設待合棟直近まで乗り入れる運用は想定していません。
8	要求水準書	メンテナンスの頻 度及び車両の大き さについて	9	第3	2	(1)	1		既存火葬棟におけるメンテナンスの種類(オイルの交換や飛灰収集など)・頻度やその車両等の大きさについてご教示ください。	メンテナンスの種類 ・火葬炉保守点検 年1回 7月実施 ・自家発電設備保守点検 年1回 10月実施 ・施設全体の空調設備保守点検 年2回 5・10月実施 ・地下タンク定期点検 年1回 10月実施 ※炉自体のオイル交換は特になし ・炉内灰清掃 職員が2、3ヶ月毎に実施 ・残骨灰収集 年1回業者が収集(今後は年2回を予定) ・メンテナンスに伴う業者の車両 ・残骨灰収集 4tトラック 1台 ・火葬業務資材 2t又は4tトラック 1~2台 ・各種メンテナンス 普通トラック又はライトバン
9	要求水準書	告別収骨室の脱 臭	13	第3	2	(3)	3	イ	告別収骨室の脱臭については、面積を考慮すると相 当な規模のものが必要となります。換気量を多く見積る ことで、脱臭の代替とすることは可能でしょうか。	機能性とコストのバランスから、できる範囲の対応でお 願いします。
10	要求水準書	既存浄化槽の 飛地部分について	18	第3	3	(4)			既存浄化槽の飛地部分を、工事中活用(現場事務所 や資材置場等)することは可能ですか?(そのままでの 利用や浮桟橋状にしての利用等)	既存浄化槽は、飛地部分の3分の2程を占用しており、 点検等もあることから、既存浄化槽を利用している間 は、浮桟橋状としても敷地利用はできません。既存浄 化槽が埋まっていない残りの3分の1程度の範囲も同様 とします。 ただし、事業者提案により新浄化槽を先行整備する場 合には、整備後における工事中の活用は可能です。

No.	資料名	議題	頁	章	亥当筐	断	F.		質問	回答
11	要求水準書	既存浄化槽について	<b>具</b>	第3	3	(4)	<u>貝</u>		既存浄化槽の点検の頻度及び方法をご教示ください。また、点検に使用する車両はどのようなものでしょうか。	浄化槽保守点検(目視) 毎月2回 浄化槽清掃及び水質検査 年1回 保守点検時の消毒剤投入 年間投入量10kg 点検時の車両はについては、軽自動車かライトバン程 度で、飛地部分周辺に駐車し作業を実施しています。
12	要求水準書	車庫棟の利用状況	18	第3	3	(4)	3		車庫棟における車両の利用方法及び頻度についてご教示ください。	聖浄苑の車両として、軽バン1台を利用します。用途は、職員の組合本部等市内の往来、使用料の授受等で、基本毎日利用します。また、車庫内に融雪剤等を保管する予定です。
13	要求水準書	仮設待合棟の要 求水準について	18	第3	3	(5)				具体的な仕上等については、要求水準を踏まえたうえ で事業者の提案によります。
14	要求水準書	故人、喪主名等の 表示位置	26	第3	4	(1)	3	力	炉前操作盤での故人、喪主名等の表示が求められていますが、表示する位置は炉前に限らず、事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準と同等の対応を前提として、事業者提案を認めます。
15	要求水準書	確認申請業務に ついて	36	第4	3	(4)			確認申請の提出について、民間確認検査機関の提出でもよろしいでしょうか?	問題ありません。
16	要求水準書	各種許認可申請 業務について	36	第4	3	(4)			左記の許認可申請業務の申請手数料については、業 務費の中に含まないと考えてよろしいでしょうか?	要求水準に記載のとおり、含みます。
17	要求水準書	工事期間中の利 用者の駐車場確 保台数について	39	第4	5	(4)	2		工事期間中の利用者の駐車場台数について、何台程 度見込んでおけばよろしいでしょうか。	工事期間中の駐車台数は、利用者用10台、管理用5台(いずれも普通乗用車用)を確保してください。 駐車場の位置は、実施方針 資料2 建設フロー図 PHASE#3「①現場事務所・資材置場」の位置を、現場事務所ではなく駐車場とすることを想定していますが、別途敷地内で上記の台数を確保できるのであれば、違う場所への整備も認めます。

No.	資料名	議題	百	章	該当箇所	項	質問	回答
18	要求水準書	既存建物解体中の各種規制について		第4			既存建物解体中において、防音対策レベル及び時間規制についての御指示はありますか。	市の騒音規制区域の指定外ではありますが、既存火葬利用の時間帯を避ける、あるいは騒音を抑制するなど、火葬場の運営に配慮した施工方法を提案ください。 火葬業務の集中時間は11~14時となりますが、実際の利用状況に応じて、受発注者間で密に協議を行い、適宜調整をお願いします。
19	要求水準書	解体後の既存杭の取扱い	39	第4	5 (5)		既存施設のうち、解体後に当該敷地上に施設が建たない範囲については、既存の杭は残置可能でしょうか。	既存杭を撤去できない特別な理由がない限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、全撤去が基本となります。
20	様式集及び作 成要領	様式IV-14	2	第1	1 表1	4	図面集における提案図面についての枚数は適宜とあるが、枚数制限は特にないでしょうか。 また、様式集に指定のある配置図、平面図等の他に、整備のコンセプトや図面の説明を含めることは可能でしょうか。	枚数制限は特にありません。 整備コンセプト等、様式集に指定するもの以外の図面 の追加は可能です。
21	様式集及び作 成要領	様式集IV-12のレ イアウト変更等	40	様式	IV-12		様式集IV-12について、現在の様式と指定枚数では収まらないことが想定されます。 備考の幅を縮める等のレイアウト変更や、枚数制限の緩和をお願いできませんでしょうか。	備考欄の調整又は削除等、レイアウト変更については 認めます。枚数制限についてはできる限り遵守頂きた いですが、到底収まらない場合には超過も認めます。
22	様式集及び作 成要領	鳥観図の視点	49	様式	IV-14		鳥観図の作成について、求める視点場等があればご 教示ください。	特定の視点場の想定はありませんが、施設全体を見渡せる程度の視点での作成をお願いします。
23	質問回答(第2 回)	ドローン撮影につ いて	1	1			ドローン撮影を検討していますが、どのような許可を申請し、どれ位の期間で許可が受理され撮影が可能となるのでしょうか。	本敷地は、松山空港の高さ制限の範囲外ですが、少し西側に行くと制限内となります。詳細は松山空港事務所HPをご確認ください。また、規制範囲外であっても、150m以上の高さを航行する場合は、制限の対象となりますのでご留意ください。申請にあたっては、組合指定様式を事前提出し、必ず許可後に撮影下さい。許可までの期間は、申請から1週間程度の見込みです。撮影は、職員立会いの下で行いますが、火葬等の利用時を避けるため、友引日や午前中の早い時間で検討しています。

No.	資料名	議題		該当箇所			質問	回答
140.	Anna	17.05	頁	章	Į	<u>頁</u>	XIII	111
24	質問回答(第2 回)	車庫棟の配置	1	8			第2回の質問回答において、北側飛地への車庫棟設置が認められていますが、利用面を考慮し、本館側に車庫棟を設置した方が好ましい等の要望はありますか。	車庫棟については職員用のため、本館棟の近くである ことは特に求めません。
25	その他							地上波テレビ及び携帯電話の受信状態が悪く、ロビーのテレビは衛星放送のみの放映としています。改善策として光回線の新設により、施設内のWi-FiやWeb放送を検討しています。 式場棟は会葬形態の変化により年間の利用は数回しかなく、今回の要求水準としています。 施設改修も平成14から16年にかけて大改修を行い、雨漏り対応するも、その後も経年劣化による雨漏りがみられます。
26	その他						新施設の運営手法について、予定はあるでしょうか。	将来的には指定管理者制度の導入も検討課題ですが、現時点では未定です。
27	その他						組合として最も望ましいと考える火葬炉とは、どういったものでしょうか。	機能面、経済面に優れた火葬炉設備の提案を期待しています。
28	その他						本館棟北側の受水槽、キュービクル付近にある三角屋 根の小屋は、どういった用途のものでしょうか。また、小 屋の中を確認することは可能でしょうか。	作業点検用の機材が収納されている他、高架水槽に 繋がるポンプ設備があります。 現地確認については、組合に事前に日時等の申し出 があれば、職員立ち会いの下、許可します。